

鳥獣3計画の策定について

第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画
大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）
大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）

鳥獣3計画について

◆現在、大阪府では人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、「第11次大阪府鳥獣保護管理事業計画」及び「大阪府シカ・イノシシ第二種鳥獣管理計画」を策定しています。（以下「鳥獣3計画」という。）

現行の鳥獣3計画については、平成28年度末（平成29年3月31日）をもって計画期間が終了することから、環境省が定めた基本指針（平成28年10月変更）に即して、次年度以降の新たな鳥獣3計画を策定する必要があります。

◆計画期間：平成29年4月1日から34年3月31日まで（5年間）

◆策定内容：環境省が法に基づき策定する基本指針等に即して、野生部会等で審議

策定スケジュール(予定)

<平成28年>

6月13日	<u>基本指針（案）の提示（環境省）※1</u>
8月30日	<u>中央環境審議会 自然環境部会（答申）（環境省）※1</u>
8月31日	第1回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会
10月3日	<u>第1回大阪府環境審議会野生生物部会（諮問・審議）※2</u>
10月中	<u>基本指針の告示（環境省）※1</u>
10月下旬	第2回大阪府シカ・イノシシ管理検討会（基本指針の告示後）
11月下旬	<u>第2回 大阪府環境審議会野生生物部会（審議）※2</u> パブリックコメントの実施

<平成29年>

2月	<u>第3回 大阪府環境審議会野生生物部会（審議・答申）※2</u>
3月	計画公表、環境大臣報告、関係機関報告
4月	新計画に基づく対策の実施
6月	大阪府環境審議会への報告

※1 網かけ・下線について環境省が実施

※2 太字・下線について野生生物部会を実施